

樹木剪定 作業手順

管内のIC・PA・SA・路側に植栽されている樹木の整枝作業

内 容	留 意 事 項
作業打ち合わせ (KY活動)	安全作業指示書による
作業位置・交通規制の確認・高所作業車の有無	別途規制図による
作業人員の確認	作業分担・配置の確認
車輛・使用機械・器具の点検	機械・器具の不備はないか始業前、終業後点検の励行
保護具の確認	保護衣、安全带、防護メガネ、耐切削用手袋の装着
作業方法の確認	20.7.13追記 作業方法・作業手順を確認
使用燃料の取り扱い注意	
独立木は、樹形を整えながら全体に縮める形に切る	ハシゴ使用時は、上部の固定と下を押さえる補助者をつける
	剪定をチェーンソーで行う場合は、有資格者が行うものとし、片手持ち作業、腕を伸ばしてのチェーンソー操作は行わないこと
	チェーンソー作業時は、手甲、下駄切削保護衣【チャップスカズボン型】を必ず着用すること。
生け垣は両サイドと上部をトリマーと剪定ハサミで刈り込む	木の上での作業は安全帯の着用厳守
寄せ植えは、伸びた所を平らに刈り込む	刈り込み後の仕上げは剪定ハサミで行う
	高所作業車は使用時は別途取扱説明書を参照する
	原則、手袋は耐切削用手袋を使用する
バックカーに直接積み込むトラックに積み	トラック積み込みはラバコン側では行わない
排水溝内・積み込み箇所の清掃	バックカーの場合はバックカー積み込み作業手順書による
	排水溝内に切った枝はしない・枝の散乱はないか
指定された置き場へ運搬する	トラックの積み荷飛散防止の確認
	バックカー車のゲートロック確認
	運搬車を回送するので速度充分注意
終礼の実施	ヒヤリハットの実施

注意事項	20.8.13追記
作業員の作業床が地表より2.0m以上及び危険性のある高さに関しては、事前に親綱を設置し、安全带を使用する。 また、40度以上の斜面で高さ2m以上の箇所での作業は、「ロープ高所作業」の特別教育を受けた作業員が行うものとする【ロープ・セーフティガイドを使用】。	
のり面での親綱の設置は、G・支柱・遮音壁支柱への添加や綱杭を打込んで親綱を設置するように努める。また、のり面では上下作業にならないようにする	
作業員が墮落する恐れのある箇所は、高所作業車を使用する	
高所作業車は安全帯を着用する(高さ5m以下は胴ベルト型の使用可。5m以上はフルハーネス型を使用)	
剪定作業中は保護メガネを使用する	
脚立を使用する作業は、ぐらつかないようしっかり据え付けて、落下防止と転倒防止に努める。危ない場合は、補助者をつけて脚立が転倒しないように押さえる	
小枝を小割する場合は、1人作業をしない。地面に置き2人作業で行う	
トリマーで剪定する枝の最大直径は取扱説明書によるものとし、それ以上の太さの枝は剪定ハサミ、ノコギリ、チェーンソーを使用する。なお枝が堅い場合は無理をしないこと	
振動工具を使用する際は、決められた作業時間及び休憩時間を厳守すること	

1. 樹木伐採中のチェーンソーによる裂傷事故

- 発生日時 平成28年 5月10日(火) 14:55頃
- 発生場所 伊勢湾岸自動車道 31.6kp 新宝高架橋高架下
- 請負業者 一次下請負 日本ロード㈱、二次下請負 トラスト㈱
- 被災状況 尺骨動脈1本、尺骨神経2本、小指と薬指をつかさどる筋肉及び神経の断裂
- 事故概要 新宝高架橋高架下における樹木伐採・草刈作業中、既に伐採されていた樹木が長尺だったため、小割りを行おうとした所、何らかの原因でチェーンソーにより、右前腕内側を裂傷したものの。

- 事故発生時の状況(想定)
 - チェーンソーの片手持ち作業禁止
 - チェーンソー作業は、有資格者が行うこと



中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社 0

飯田HSC管内 E19中央自動車道 作業員の擦傷事故(伐採作業中)

- 発生日時 平成30年7月4日(水) 10:00頃
- 発生場所 E19 中央自動車道 上り線 KP287.4 樹木伐採
- 受注者 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱
- 作業員 中日本ロード・メンテナンス東海㈱下請1次> 男性 25歳 維持修繕業務 経験年数3年
- 事故概要 植栽巡回隊の作業で木の枝打ちを鉋で行っていたところ、刃が滑り左手の甲を長さ2cmの挫創を負ったもの。



- 事故の原因
 - ①使用した鉋の刃の向きを反対に当ててしまった。(右図)
 - ②作業員の経験不足。
 - ③手を保護する手袋が布地の物であった。



- 今後の対策
 - ①②使用道具の安全な取り扱いの説明と実施訓練を行う。
 - ③手を防護するために、耐切削用手袋を装着して作業を行う。

※ 上記項目を手順書に記載し取り扱い方法については図解や写真で分かるようにする。教育訓練を行い、作業員へ再発防止対策の周知徹底をおこなう。7月5日、8:00より教育訓練の実施。手順書の説明及び使用道具の取扱訓練の実施。使用道具については、今回事故を起こした鉋の他、鋸、鎌などの刃の付いた手で扱う道具の安全な取扱いの実施確認を行う。

樹木剪定作業中の右手指切創事故

- 発生日時 令和2年7月10日(金) 10:15頃
- 発生場所 伊勢湾岸自動車道 湾岸長島IC Dランプ 出口料金所ブース手前
- 被災者 (男性) 50歳 経験年数 11年3ヶ月(桑名管内3年2ヶ月) 所属:2次協力会社
- 概要 伊勢湾岸自動車道 湾岸長島IC出口料金所ブース手前の樹木剪定作業中の事故。ハンドトリマーで標識手前の樹木を剪定中に右手中指の第一関節付近を切創したものの。(8針縫合 腱や神経の切断なし:全治2週間)

状況写真



- 【対策】
 - ①トリマーで剪定する枝の直径は取扱説明書によるものとし、それ以上の太さの枝は剪定ハサミ、ノコギリ、チェーンソーを使用する。
 - ②振動工具に指定されるハンドトリマーの作業は、「チェーンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害予防対策指針」に従って行うこと。